

静岡県立大学内部質保証規程

令和3年4月1日 規程第200号
改正 令和4年4月1日、令和5年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、静岡県立大学（以下「本学」という。）の教育研究水準の向上を図り、かつ、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学の教育研究活動等の状況について自ら点検・評価し、改善していくこと（以下「内部質保証」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(内部質保証の実施)

第2条 内部質保証は、全学的に実施するほか、次の各号に掲げる学部等（以下「部局」という。）において実施する。

- (1) 学部
- (2) 研究科
- (3) 学府
- (4) 研究院
- (5) 事務局及び附属図書館

2 各部局が必要と認めるときは、関係する他の部局と共同して内部質保証を実施することができる。

(質保証委員会)

第3条 全学的な内部質保証を実施するため、本学に、静岡県立大学質保証委員会（以下「大学委員会」という。）を置く。

2 部局の内部質保証を実施するため、前条第1項に掲げる各部局に、静岡県立大学部局質保証委員会（以下「部局委員会」という。）を置く。

3 第1項及び前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(内部質保証の項目)

第4条 本学で行う内部質保証の対象は、次の各号に掲げる項目のとおりとする。

- (1) 本学の理念及び目的に関すること。
- (2) 内部質保証体制に関すること。
- (3) 教育研究組織に関すること。
- (4) 教育課程・学習成果に関すること。
- (5) 学生の受入れに関すること。
- (6) 教員・教員組織に関すること。
- (7) 学生支援に関すること。
- (8) 教育研究等環境に関すること。
- (9) 社会連携・社会貢献に関すること。
- (10) 大学運営・財務に関すること。

(11) その他大学委員会が必要と認める事項

2 前項各号に掲げる項目に係る詳細については、大学委員会が定める。

3 第1項に掲げる項目又はその内容のうち中期計画又は年度計画の実施状況と重複する部分については、中期計画又は年度計画の実績報告を内部質保証に活用することができる。

4 第1項第4号及び同項第5号に関する事項のうち、「卒業認定・学位授与の方針」(ディプロマ・ポリシー)、「教育課程編成・実施の方針」(カリキュラム・ポリシー)及び「入学者受入れの方針」(アドミッション・ポリシー)(以下「三つのポリシー」という。)策定のための全学的な方針は、次の各号に掲げる項目のとおりとする。

(1) 本学の理念と目標を踏まえ、三つのポリシーを一貫性・整合性あるものとして策定する。

(2) 本学に関心を持つ様々な関係者が十分に理解できるような内容及び表現で策定する。

(3) 学生が身に付けるべき資質・能力の目標を明確化したディプロマ・ポリシーを策定する。

(4) ディプロマ・ポリシーを踏まえた教育課程編成、当該教育課程における学修方法・学修過程、学修成果の評価の在り方等を具体的に示したカリキュラム・ポリシーを策定する。

(5) 入学前にどのような多様な能力を身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力を身に付けられる学生を求めているかなど、多様な学生を評価できるような入学者選抜の在り方を具体的に示したアドミッション・ポリシーを策定する。

(部局委員会の内部質保証)

第5条 部局委員会の内部質保証については、別に定める。

(第三者による評価)

第6条 大学委員会及び部局委員会は、第4条第1項に掲げる項目について行った内部質保証の実施状況に関し、第三者の評価を受けるものとする。

(内部質保証の報告、公表)

第7条 部局委員会は、内部質保証の実施状況を取りまとめ、大学委員会に報告する。

2 大学委員会は、前項の部局委員会の報告について意見交換した上で内部質保証の実施状況を取りまとめ、公表するものとする。

(大学委員会、部局委員会の提言に対する対応)

第8条 学長及び部局長は、大学委員会及び部局委員会から提言を受けた場合には、その内容に基づく改善に取り組むものとする。

2 学長は、前項の場合において、提言の内容が全学に係る事項で、関連する学内の委員会で改善策を検討することが適当と認められるものについては、当該委員会に付託することができる。

3 学長は、第1項の場合において、提言の内容が部局に係る事項で改善することが適当と認められるものについては、当該部局に検討を求めることができる。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、内部質保証に関し必要な事項は、大学委員会が定め

る。ただし、各部局が行う内部質保証にのみ関する事項は、部局委員会が定めることができる。

(内部質保証実施体制)

第10条 本学における内部質保証実施体制は別図のとおりとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別図（第10条関係）

